

大空町立学校における部活動の在り方に関する方針

平成31年3月

大空町教育委員会

(令和8年4月改正)

目 次

方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	2
(1) 部活動における適切な指導の実施	2
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	3
3 適切な休養日等の設定	3
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	4
(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	4
(2) 部活動の地域連携	4
5 学校単位で参加する大会等の見直し	5
6 部活動の充実に向けて	5
(1) 部活動指導の充実を図る取組	5
(2) 女子の指導に当たっての留意点	5
(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	5
(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	5
(5) 家庭や地域との連携を図る取組	5
(6) 障がいのある生徒の部活動の充実	5

方針策定の趣旨等

部活動は、スポーツ・文化芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が自主的で多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高いものです。

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものですが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。

また、教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要があります。

こうしたことから、大空町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、国のガイドラインや「北海道の部活動の在り方に関する方針」の改定を受けて、平成31年3月に策定した「大空町立学校における部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を本町の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、改定することとしました。これにより、部活動が、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

本方針は、中学校の部活動を主な対象としますが、町立である大空高等学校においても基本的な考え方については取り組む必要があります。また、小学校において、学校教育の一環として行っている学校の管理下で行われる部活動と同程度に継続的に行われる活動についても、本方針の適用の対象とします。

さらに、教育委員会が認定する地域クラブについても、学校部活動に準じた位置づけであり、北海道中学校体育連盟が国のガイドラインの遵守を北海道中学校体育大会に参加する際の条件として挙げていることから、本方針の対象とします。

教育委員会及び学校は本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し取り組みます。学校においては、部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように留意するとともに、生徒の発達段階や教職員の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定します。

本方針については、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会、道教委の動向等も注視しながら、学校の取組状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。その際は学校においても、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行います。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、学校教育目標等を踏まえ、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。
- イ 校長は、上記アの「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校のホームページへの掲載等により公表します。
- ウ 校長は、部活動顧問に対し、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）の作成・提出を求めます。また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導します。
- エ 校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教職員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行います。
- オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の人数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。
- イ 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮します。
- ウ 校長は、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう生徒指導の視点に立った部活動運営に努めます。
- エ 教育委員会は、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努めます。
- オ 校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させます。
- カ 教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 部活動における適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等を参考とし、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- 熱中症警戒アラートが発せられた場合（暑さ指数(WBGT)が31℃以上)は、原則として活動を行わない。
- 屋外での活動では、時期や天候により低体温症なども考えられるほか、急な天候の悪化などにより、生徒や顧問等の安全確保が困難になる状況などを想定し、健康・安全面に十分配慮すること。

- イ 校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底します。
 - トレーニング効果を得て、バランスのとれた健全な成長を確保するためには、適切な休養が必要であること。
 - 運動部活動では、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解すること。
 - 文化部活動では、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解すること。
 - 生徒の体力の向上や、芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
 - 生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
 - 専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

- ア 教育委員会は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を関係団体等と連携して町内の学校に周知し、活用を図ります。
- イ 校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導します。

3 適切な休養日等の設定

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

〈休養日の設定〉

- 学期中は、平日の1日以上、土曜日・日曜日（以下「週末」という。）の1日以上、計週2日以上を休養日とします。
- 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- 大会等の前に集中して活動する期間（1か月以内の期間）など、休養日に活動した場合は代替の休養日を設けます。
- 長期休業中の休養日も、学期中に準じます。また、生徒の十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を極力設けます。
- 学校閉庁日に設定した期間は、休養日とします。
- 高等学校において休養日等の弾力的な設定を行う場合は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考にします。

〈活動時間の設定〉

- 学期中の平日は2時間程度（大会等の前に集中して活動する期間については3時間程度）とします。
 - 学期中の週末及び長期休業中は3時間程度とします。
 - できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動とします。
 - 大会等の参加、合宿なので活動時間が3時間以上になる場合は、適切な休憩時間を設けるなど生徒の負担が過度に大きくならないよう最大限配慮を行います。
- イ 高等学校においても上記の基準を基本としますが、次の点に留意し、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられます。高等学校においては、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われており、中学校に比べて —
 - 生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること。
 - 生徒自身の興味・関心に応じて、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと。
 - スポーツや文化芸術、科学等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること。

弾力的に休養日等を設定するには、下記の休養日及び活動時間の弾力的な設定の範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図ります。

〈休養日の弾力的な設定〉

- 学期中は、平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を設定する場合はその期間を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じます。

〈活動時間の弾力的な設定〉

- 1日の活動時間は、平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

- ウ 教育委員会は、「部活動の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインや道の方針の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記するとともに、各学校に対して適宜、支援及び指導・是正を行います。
- エ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインや道の方針の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定・公表するとともに、その運用を徹底します。
- オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、次のような工夫に配慮します。
 - 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、大空町共通の部活動休養日を設けること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討します。なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行います。
- イ 及び校長は、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が活動に参加する合同部活動の取組を検討します。合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断します。
- ウ 校長は、関係する校長と協議の上、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断します。
なお、合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とします。
- エ 校長は、障がいの有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいようスポーツ・文化芸術等に親しむことや、個別の課題や挑戦を大切にすること、過度な負担とならないよう活動時間を短くすることなどの工夫や配慮をします。
- オ 教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、様々な分野の活動を同時に経験できるよう配慮します。

(2) 部活動の地域連携

- ア 教育委員会及び校長は、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有・協議する場を設け、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めます。
- イ 教育委員会及び校長は、学校種を超え、高等学校や大学等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険へ

の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規定に則り学校施設開放事業を推進します。

エ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び文化芸術等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

オ 教育委員会及び校長は、地域や学校の実情に応じて、地域で実施されている地域クラブ活動と同じ分野の部活動について、休日の練習を共同で実施することや、休日に限らず平日においても、連携して活動することなどを検討します。

カ 教育委員会及び校長は、地域や学校の実情に応じて、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とまらないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。その際、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点が重要です。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努めます。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底します。

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であること。
- 適切な指導の目的、内容や方法等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど生徒との信頼関係づくりが活動の前提となること。
- 指導に当たっては、体罰等の生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底します。

- 部活動は、複数の学年や異なる学級の生徒が参加すること。
- 生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもつこと。
- 学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められること。
- 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長は、部活動を公開する場を設けるなど保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努めます。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努めます。